

## 三重県からのお知らせ

# 法人県民税・法人事業税の中間申告納付制度が改正されました。

Q どのような改正ですか？

A 【法人県民税】

法人税(国税)について、仮決算による中間申告書に記載すべき法人税の額が、前事業年度の確定法人税額を前事業年度の月数で除し、これに6を乗じて計算した金額を超える場合等には、仮決算による中間申告書を提出できないこととされました。

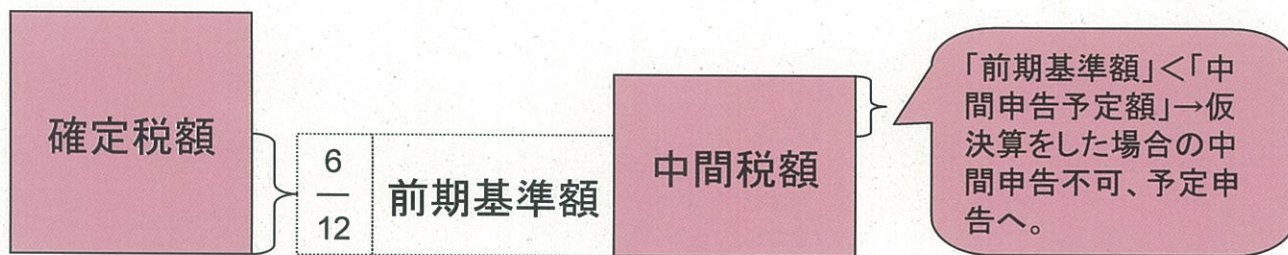
「法人県民税」も法人税(国税)の取扱いに準じます。

【法人事業税】

予定申告に係る法人事業税額を超えないときに限り、仮決算による中間申告を行うことができます。

## 《イメージ図》(一年決算法人)

法人税(国税)、法人県民税、法人事業税全て、仮決算による中間税額が、前事業年度の確定税額の12分の6を超える場合には、仮決算による中間申告書を提出できず、予定申告を行っていただくこととなります。



Q いつから改正されますか？

A 平成23年4月1日以後に開始する事業年度に係る中間申告から対象になります。

※詳しくはお近くの県税事務所におたずねください。